

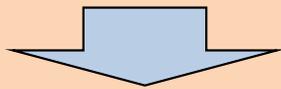


# 輸入者、通関業者の皆様へ

令和5年1月  
関税局・税関

原材料価格上昇の影響等に伴い、輸入貨物に係る取引に関して追加請求を受ける事例が発生しています。

○ 輸入許可後に輸出者等から原材料費や人件費などの追加請求を受け、支払った場合…



★ 修正申告が必要となるケースがあります。  
★ 税関の事後調査において申告漏れが判明した場合には、加算税の対象となる場合があります。

※ 課税価格の考え方等については裏面をご参照ください。

## ●加算税の対象となった事例

輸入者A（買手）は、中国所在の輸出者B（売手）から機械部品を輸入しています。AはBに対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸入貨物の価格が見直され遡及値上げされたことにより、追加費用を支払っていました。

この追加で支払った金額は課税価格に含めるべきものでしたが、Aは修正申告を行っていませんでした。税関の調査を受けて申告漏れが発生し、Aは修正申告を行いました。Aには過少申告加算税が賦課されました。



## 課税価格の決定方法

○原則的な課税価格の決定方法

課税価格 = 取引価格 = 現実支払価格 + 加算要素の額

輸入貨物の課税価格は、

- ① 当該輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、
- ② 当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格）に、
- ③ その含まれていない限度において当該輸入貨物の輸入港までの運賃等（加算要素）の額を加えた価格（取引価格）と定められています。

（関税定率法第4条第1項）

### Q 現実支払価格とはどのような価格をいうのか

A 現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいいます。

買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、遡及してその輸入貨物の価格について調整が行われる場合、その調整後の価格（仕入書価格に別払金を加えた又は仕入書価格から返戻金を控除した価格）が現実支払価格となります。

課税価格に関する  
お問い合わせ先  
(業務部(首席)関税評価官部門)

函 館 税 関	0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 6
東 京 税 関	0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 1 1
横 浜 税 関	0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 3 9
名 古 屋 税 関	0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 5 8
大 阪 税 関	0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 5 8
神 戸 税 関	0 7 8 - 3 3 3 - 3 1 1 9
門 司 税 関	0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 8 5
長 崎 税 関	0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 6 7
沖 縄 地 区 税 関	0 9 8 - 8 6 2 - 9 2 8 1

税関 WEB サイト

<https://www.customs.go.jp>

税関

検索



関税評価(課税価格)

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/hyoka.htm>



税関チャットボットに  
質問する

